

小田原市重度障害者医療費助成条例

(目的)

第1条 この条例は、重度障害者に係る医療費の一部を助成することにより、重度障害者の保健の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「重度障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受け、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5の1級又は2級に該当する障害を有する者
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条に規定する児童相談所（以下「児童相談所」という。）又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第9条第6項に規定する知的障害者更生相談所（以下「更生相談所」という。）において知能指数が35以下と判定された者
- (3) 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受け、身体障害者福祉法施行規則別表第5の3級に該当する障害を有する者で、児童相談所又は更生相談所において知能指数が50以下と判定されたもの
- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項の表の1級に該当する障害を有する者

2 この条例において「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

- (1) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
- (2) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (3) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (5) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (6) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）

3 この条例において「保険医療機関等」とは、医療保険各法により医療を取り扱う病院、診療所又は薬局その他の者をいう。

(助成の対象者)

第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する重度障害者とする。

- (1) 本市が行う国民健康保険の被保険者
- (2) 小田原市後期高齢者医療に関する条例（平成20年小田原市条例第1号）第3条各号に掲げ

る被保険者

(3) 市内に住所を有する者で、前条第2項第1号若しくは第7号に掲げる法律の規定による被保険者、同項第2号若しくは第3号に掲げる法律の規定による被保険者若しくはその被扶養者、同項第4号若しくは第5号に掲げる法律に基づく共済組合の組合員若しくはその被扶養者又は同項第6号に掲げる法律の規定による私立学校教職員共済制度の加入者若しくはその被扶養者である者（前2号に該当する者を除く。）

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としな

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている者

(2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による医療支援給付を受けている者（医療費の助成）

第4条 市長は、対象者が保険医療機関等において医療保険各法により医療に関する給付を受けた場合に要する医療費（第2条第1項第4号に該当する対象者の入院に係る医療費を除く。）の額のうち、当該医療保険各法の規定により対象者が負担すべき額から入院時の食事療養に係る負担額その他の規則で定める額を控除した額（以下「自己負担額」という。）に相当する額を助成する。

2 前項の規定にかかわらず、対象者が自己負担額について他の法令等の規定により給付を受けることができるときは、当該給付を受けることができる限度において、この条例による医療費の助成は行わない。

（医療証の交付）

第5条 この条例による医療費の助成を受けようとする対象者は、規則で定めるところにより市長に申請し、当該助成を受ける資格を証する医療証（以下「医療証」という。）の交付を受けなければならない。

（助成の方法）

第6条 この条例による医療費の助成は、対象者（前条の規定により医療証の交付を受けた者に限る。次条において同じ。）が保険医療機関等に当該医療証を提示して医療を受けた場合に、自己負担額に相当する額を市長が当該保険医療機関等に支払うことにより行う。

2 前項の規定にかかわらず、対象者が保険医療機関等に自己負担額を支払った場合において、市長が必要があると認めるときは、自己負担額に相当する額を市長が当該対象者に支払うことによりこの条例による医療費の助成を行うことができる。

（届出等）

第7条 対象者は、次の各号のいずれかに該当したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) 対象者でなくなったとき。

(2) 医療証の交付に係る申請事項に変更が生じたとき。

- 2 対象者は、前項第1号に該当して届出を行うときは、医療証を市長に返還しなければならない。
(損害賠償請求権の取得等)

第8条 市は、医療費の助成の事由が第三者の行為によって生じた場合において、この条例による医療費の助成を行ったときは、当該助成を行った額の限度において、当該助成を受けた者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

- 2 前項の場合において、対象者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、市長は、その価額の限度において、この条例による医療費の助成は行わない。
(助成費の返還)

第9条 市長は、偽りその他不正の行為によってこの条例による医療費の助成を受けた者がいるときは、その者から当該助成の額の全部又は一部を返還させることができる。
(譲渡又は担保の禁止)

第10条 この条例による医療費の助成を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。
(所得の状況の調査等)

第11条 市長は、この条例による医療費の助成に要する費用について神奈川県から補助金の交付を受けるため必要があると認めるときは、対象者の所得（地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）についての同法その他の市町村民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得に限る。以下同じ。）の状況について、当該対象者に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、若しくは当該職員に質問させ、又はその必要の限度において、対象者の所得に関する情報を小田原市個人情報保護条例（平成16年小田原市条例第25号）第8条第1項に規定する取扱目的以外の目的のために利用することができる。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に交付されている本市の重度障害者に係る医療費の助成を受ける資格を証する書面は、第5条の規定により交付された医療証とみなす。
- 3 当分の間、第7条第1項第2号の規定の適用については、同号中「医療証」とあるのは、「医療証その他の本市の重度障害者に係る医療費の助成を受ける資格を証する書面」とする。

(小田原市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 4 小田原市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例（平成28年小田原市条例第32号）の一部を次のように改正する。

改 正 後

附則の次に別表として次の2表を加える。

別表第1（第3条関係）

執行機関	事務
(略)	
3 市長	<u>小田原市重度障害者医療費助成条例（平成29年小田原市条例第10号）による医療費の助成に関する事務</u> であって規則で定めるもの

別表第2（第3条関係）

執行機関	事務	特定個人情報
1 市長	小児に係る医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）、ひとり親家庭等に係る医療費の助成に関する情報又は <u>小田原市重度障害者医療費助成条例による医療費の助成に関する情報</u> であって規則で定めるもの
2 市長	ひとり親家庭等に係る医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当の支給に関する情報又は <u>小田原市重度障害者医療費助成条例による医療費の助成に関する情報</u> であって規則で定めるもの

3 市長	小田原市重度障害者医療費助成条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付若しくは配偶者支援金の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）又は身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳若しくは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳に関する情報（以下「障害者手帳関係情報」という。）であって規則で定めるもの
(略)		

改 正 前

附則の次に別表として次の2表を加える。

別表第1（第3条関係）

執行機関	事務
(略)	
3 市長	<u>重度障害者（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳若しくは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者又は児童相談所若しくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第9条第6項に規定する知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者のうち、その障害の程度が重い者であって市長が別に定めるものをいう。以下同じ。）に係る医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</u>

別表第2（第3条関係）

執行機関	事務	特定個人情報
1 市長	小児に係る医療費の助成に関する事務であって規則で	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定によ

	定めるもの	り算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）、ひとり親家庭等に係る医療費の助成に関する情報又は <u>重度障害者に係る医療費の助成に関する情報</u> であって規則で定めるもの
2 市長	ひとり親家庭等に係る医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当の支給に関する情報又は <u>重度障害者に係る医療費の助成に関する情報</u> であって規則で定めるもの
3 市長	<u>重度障害者に係る医療費の助成に関する事務</u> であって規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付若しくは配偶者支援金の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）又は身体障害者福祉法による身体障害者手帳若しくは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳に関する情報（以下「障害者手帳関係情報」という。）であって規則で定めるもの
(略)		